

長期優良住宅法改正(※)に伴い、千葉県の認定基準として

「災害配慮基準」を追加

します。

(令和5年2月20日施行)

災害配慮基準の概要

■ 原則認定不可となる区域

- ① 地すべり防止区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害特別警戒区域
- ④ 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)

指定解除される予定の区域が公表された場合は、認定可能となります。

■ 必要な措置等を求める区域

- ① 洪水浸水想定区域
- ② 高潮浸水想定区域
- ③ 土砂災害警戒区域

必要な措置等とは、①②については、地盤面を上げる、床面を上げる若しくは共同住宅の受変電設備等を上げること又は維持保全計画等に水害時における緊急点検を行う旨を明記することを言い、③については、千葉県建築基準法施行条例第4条に適合することを言います。

★詳しくは千葉県HP「長期優良住宅建築等計画認定制度」の「認定基準」をご覧ください。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/mochiie/hinshitsu/choukiyuuryou.html>